

# 事 案 の 公 示

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に係る事業計画変更の事前届出書

近運自一公示第4号

令和6年6月24日

近 畿 運 輸 局

事案番号	件名	届出事業者名	休止又は廃止しようとする路線 (起点・終点)	運 行 系 統	休止又は廃止の予定日	休止又は廃止を必要とする理由
1	廃止	阪急バス株式会社	廃止しようとする路線 起点1：京都府長岡京市友岡3丁目12-6番地先(調子八角交差点) 終点2：京都府乙訓郡大山崎町JR山崎駅構内(JR山崎駅停留所)  キロ程2.60km  起点3：京都府乙訓郡大山崎町円明寺小字鳥居前5-7番地先(鳥居前交差点) 終点4：京都府乙訓郡大山崎町円明寺小字葛原2-3番地先  キロ程0.90km	滝1-A (阪急東向日～向日台団地前～滝ノ町～一文橋～一里塚～JR長岡京駅(西口)～一里塚～阪急長岡天神駅～長岡天満宮前～阪急西山天王山駅～小倉橋～西法寺～阪急大山崎駅～JR山崎駅)  滝2-A (阪急東向日～向日台団地前～滝ノ町～一文橋～一里塚～JR長岡京駅(西口)～一里塚～阪急長岡天神駅～長岡天満宮前～阪急西山天王山駅～八角～小泉橋～阪急大山崎駅～JR山崎駅)  西1-A (円明寺ヶ丘～西法寺～小泉橋～阪急西山天王山駅～友岡～阪急長岡天神駅～一里塚～JR長岡京駅(西口))	廃止予定日 2024年10月1日	廃止を必要とする理由 該当系統の運行区間のうち、長岡京市域及び向日市域については他の運行路線で大部分が賄われていることに加え、関係自治体が事業主体となるコミュニティバスが運行しており、多くの区間で重複運行されていること、また大山崎町域については、平成25年12月に阪急西山天王山駅が開業したことに伴い、バス利用者の多くが徒歩や自転車等の利用に流出したことから、利用者がコロナ前より僅少になり、当該系統の維持が困難となったため。

## 【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送(輸送・監査、企画輸送・監査)部門まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の10日前までに通知いたします。

**【参 考】**

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヶ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条の第3項及び第4項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。